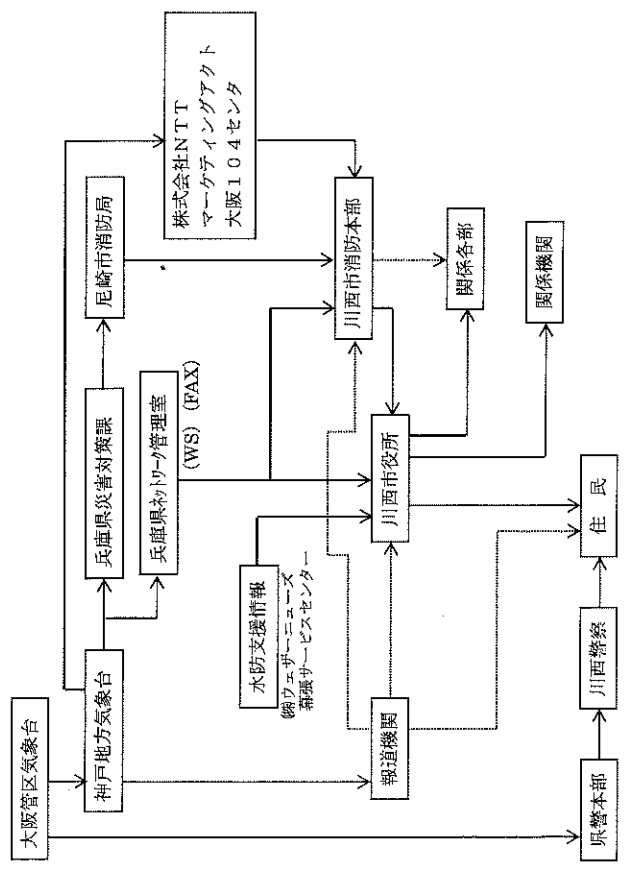


川西市地域防災計画（風水害等編） 新旧対照表

修正後	修正前																
<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基礎の整備 第8節 情報通信体制の整備 第2款 災害無線通信体制の充実強化</p> <p>災害時において有線電気通信が利用できない時、又は利用することが困難な場合、電波法の規定に基づいて非常無線通信の活用を図るため、運用を開始した<u>防災行政無線（同報系）等</u>、関係機関の協力を得て非常通信体制の充実強化に努める。</p> <p>第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>2 児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発等 (3) カウンセリング機能の強化 災害発生後における児童、生徒等のある不安を解消するため学校や教育相談センター、青少年センター等におけるカウンセリング機能の強化を図る。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災基礎の整備 第8節 情報通信体制の整備 第2款 災害無線通信体制の充実強化</p> <p>災害時において有線電気通信が利用できない時、又は利用することが困難な場合、電波法の規定に基づいて非常無線通信の活用を図るため、関係機関の協力を得て非常通信体制の充実強化に努める。</p> <p>第2章 防災行動力の向上 第4節 防災に関する学習等の充実 第1款 防災知識の普及啓発</p> <p>2 児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発等 (3) カウンセリング機能の強化 災害発生後における児童、生徒等のある不安を解消するため学校や教育情報センター、青少年センター等におけるカウンセリング機能の強化を図る。</p>																
<p>第6節 災害ボランティア活動の支援体制等の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、川西市社会福祉協議会が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂やボランティア活動保険の加入及び内容の充実、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。</p>	<p>第6節 災害ボランティア活動の支援体制等の整備 第1款 ボランティアの育成等</p> <p>3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、災害ボランティアのための災害ボランティア活動マニュアルの作成やボランティア活動保険の加入及び内容の充実、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。</p>																
<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>4 本部等の設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1157 510 1337 1064"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地区対策総括部</td> <td>中部地区対策部</td> <td>多田公民館</td> </tr> <tr> <td>北部地区対策部</td> <td>東谷公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	部 名	地区対策部名	設置場所	地区対策総括部	中部地区対策部	多田公民館	北部地区対策部	東谷公民館	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織計画 第1節 応急活動計画 第2款 災害対策本部</p> <p>4 本部等の設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1157 1422 1337 1975"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>地区対策部名</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地区対策総括部</td> <td>中部地区対策部</td> <td>多田公民館</td> </tr> <tr> <td>北部地区対策部</td> <td>※東谷公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年3月31日まで耐震工事のため、東谷幼稚園に設置する。</p>	部 名	地区対策部名	設置場所	地区対策総括部	中部地区対策部	多田公民館	北部地区対策部	※東谷公民館
部 名	地区対策部名	設置場所															
地区対策総括部	中部地区対策部	多田公民館															
	北部地区対策部	東谷公民館															
	部 名	地区対策部名	設置場所														
地区対策総括部	中部地区対策部	多田公民館															
	北部地区対策部	※東谷公民館															

第2章 情報収集・伝達計画
第2節 気象情報収集伝達計画

1 気象情報収集伝達経路

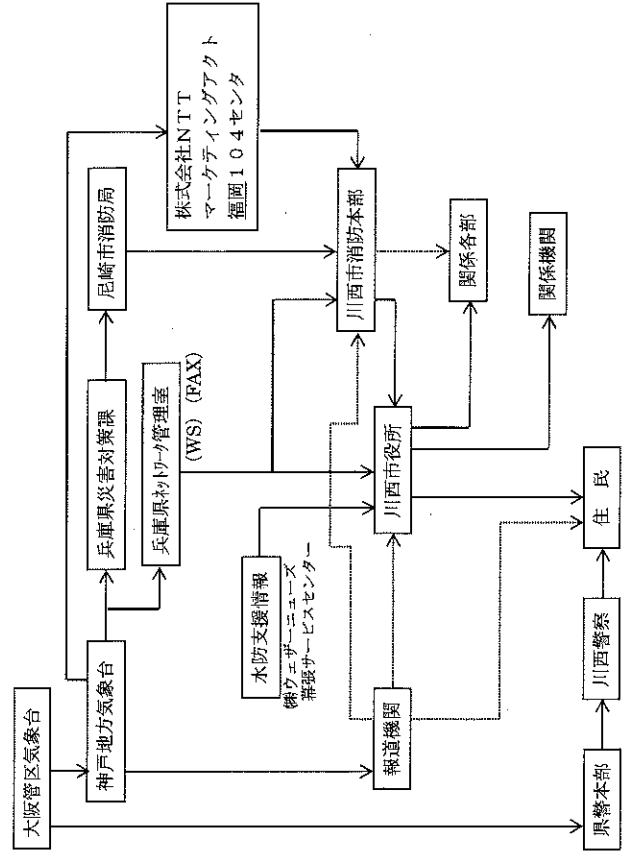


第2章 情報収集・伝達計画
第2節 気象情報収集伝達計画

- 5 水防警報・洪水予報
水防警報とは、洪水又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は兵庫県知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法第16条に基づき発するものをいう。
洪水予報とは、水防法第10条又は第11条に基づき、国土交通大臣又は兵庫県知事が指定した河川について、洪水時に水位、流量又ははん濫浸水区域・水深により河川の状況を関係地方公共団体、一般に通知するものをいう。

第2章 情報収集・伝達計画
第2節 気象情報収集伝達計画

1 気象情報収集伝達経路



第2章 情報収集・伝達計画
第2節 気象情報収集伝達計画

- 5 水防警報・洪水予報
水防警報とは、洪水、津波又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は兵庫県知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法第16条に基づき発するものをいう。
洪水予報とは、水防法第10条又は第11条に基づき、国土交通大臣又は兵庫県知事が指定した河川について、洪水時に水位、流量又ははん濫浸水区域・水深により河川の状況を関係地方公共団体、一般に通知するものをいう。

修正前

第3節 被害状況等収集報告計画
第4款 決壊等の通報

連絡先	連絡方法		備考
	第1通信連絡	第2通信連絡	
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004

J R川西池田駅	電話 759-4360	"	宝塚駅(統括) 0797-87-1851
----------	-------------	---	-------------------------

※1 東谷地区対策部	電話 794-1006	"	FAX 794-1006
※北隣地区対策部	電話 794-9090	"	FAX 794-9099

市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。
※の地区対策部は設置時のみ連絡する。

※1 平成28年3月31日まで耐震工事中のため、東谷幼稚園に設置する。

修正後

第3節 被害状況等収集報告計画
第4款 決壊等の通報

連絡先	連絡方法		備考
	第1通信連絡	第2通信連絡	
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	電話 751-1111(代)	伝令	FAX 751-8004

J R川西池田駅	電話 759-4360	"	宝塚駅(統括) 0797-87-1851
----------	-------------	---	-------------------------

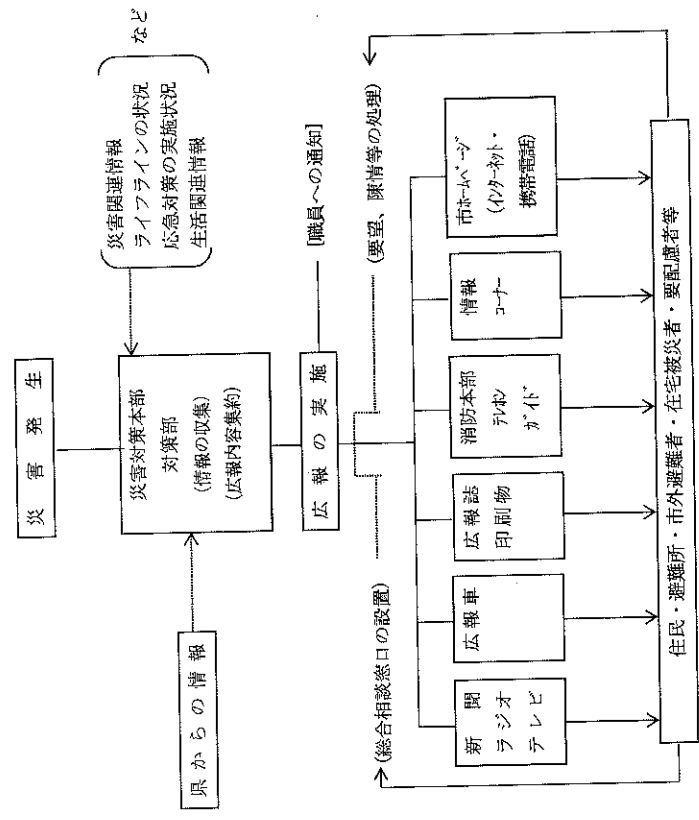
東谷地区対策部	電話 794-1006	"	FAX 794-1006
※北隣地区対策部	電話 794-9090	"	FAX 794-9099

市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。
※の地区対策部は設置時のみ連絡する。
(削除)

修正前

第3章 災害広報・広聴計画
第1節 災害広報計画

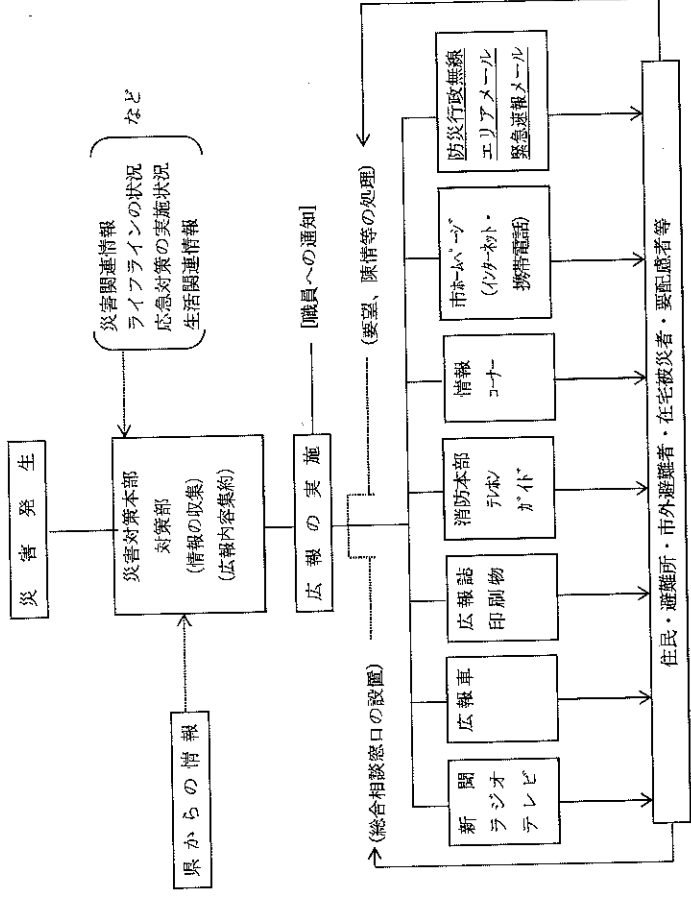
[広報、広聴の体系]



修正後

第3章 災害広報・広聴計画
第1節 災害広報計画

[広報、広聴の体系]



第2款 住民等への広報の方法

5 エリアメール、緊急速報メール
エリアメールや緊急速報メールを使用し、災害情報や避難勧告等緊急情報などを提供する。

第2款 住民等への広報の方法

5 防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール
防災行政無線、エリアメールや緊急速報メールを使用し、災害情報や避難勧告等緊急情報などを提供する。

修正前

第4章 広域応援・協力計画
第1節 応援要請・協力
第2款 兵庫県への応援要請

[緊急対策支援要請系統] (兵庫県地域防災計画による)

部	要請事項	支援要請系統
---	------	--------

災害対策本部事務局	への出動	
-----------	------	--

県土整備部	建設資機材等のあつせん 被災宅地危険度判定士の派遣 被災建築物応急危険度判定士の派遣	建設業協会 ← 契約・ ← 事務局 ← 川西市 建設業室 国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 事務局 ← 川西市 国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 ← 川西市
-------	--	--

第4款 防災関係機関等への応援要請

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人 川西市医師会	医療業務の実施	対策部

災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時等に地図製品等の供給及び利用	対策部
------------------------	----------	-------------------	-----

修正後

第4章 広域応援・協力計画
第1節 応援要請・協力
第2款 兵庫県への応援要請

[緊急対策支援要請系統] (兵庫県地域防災計画による)

部	要請事項	支援要請系統
---	------	--------

災害対策本部事務局	への出動	
-----------	------	--

県土整備部	建設資機材等のあつせん 被災宅地危険度判定士の派遣 被災建築物応急危険度判定士の派遣	建設業協会 ← 契約・ ← 事務局 ← 川西市 建設業室 国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 事務局 ← 川西市 国土交通省 ← 被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 ← 川西市
-------	--	--

第4款 防災関係機関等への応援要請

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人 川西市医師会	医療業務の実施	対策部

災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時等に地図製品等の供給及び利用	対策部
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定	西方寺	西方寺本堂を指定緊急避難場所として提供	対策部
災害時における廃棄物処理に関する協定	兵庫県県境事業商工組合	廃棄物処理のための資材及び労力の応援	環境部

修正前

第9章 救援・救護活動計画
 第1節 避難計画
 第1款 避難準備情報、避難勧告及び避難指示

1 勧告・指示等の概要

種別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難準備	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合	①勧告者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①テレビ、ラジオ、広報車等 ②必要に応じて上記を併用する。
避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	①勧告者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示連絡等	避難準備に同じ。 ただし、必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。
避難指示	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合	避難勧告に同じ。	マイク、口頭伝達、サイレン、警鐘、乱打及び必要に応じて準備勧告の方法を併用する。

修正後

第9章 救援・救護活動計画
 第1節 避難計画
 第1款 避難準備情報、避難勧告及び避難指示

1 勧告・指示等の概要

種別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難準備	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合	①勧告者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①テレビ、ラジオ、広報車等 ②必要に応じて上記を併用する。
避難勧告	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合	①勧告者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示連絡等	避難準備に同じ。 ただし、防災行政無線はサイレンと音声を併用する。必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。
避難指示	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合	避難勧告に同じ。	避難勧告に同じ。

頁	修正前	修正後
154	<p>2 勧告・指示の基準等 (1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認められるときは、その地域の住民等に対し避難の勧告を行う。</p> <p>ア 河川水位による避難勧告等基準 (7) 兵庫県管理河川区域（滝山町267番地先より上流） ・避難準備情報基準水位 多田院水位観測所で6mに達する見込みがあり、気象の状況等から、なお水位の上昇が予測されるとき。 ・避難勧告基準水位 多田院水位観測所で7mに達する見込みがあり、気象の状況等から、なお水位の上昇が予測されるとき。 ・避難指示 避難勧告を発令した後、人的被害が見込まれるとき。</p> <p>(4) 直轄河川区域（滝山町267番地先より下流） ・避難準備情報基準水位 小戸水位観測所で3m40cmに達する見込みがあり、気象の状況等から、なお水位の上昇が予測されるとき。 ・避難勧告基準水位 小戸水位観測所で4mに達する見込みがあり、気象の状況等から、なお水位の上昇が予測されるとき。 ・避難指示 避難勧告を発令した後、人的被害が見込まれるとき。</p> <p>イ 土砂災害における避難勧告基準 土砂災害警戒情報が発表され、気象等の状況から土砂災害が発生するおそれが強まったとき。 また、急を要する場合は立ち退きを指示する。</p>	<p>2 勧告・指示の基準等 (1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難勧告ガイドラインに基づき住民等の生命及び身体を保護する必要があると認められるときは、その地域の住民等に対し避難の勧告を行う。</p> <p>ア 河川水位による主な避難勧告等基準 (7) 兵庫県管理河川区域（滝山町267番地先より上流） a 避難準備情報 (a) 多田院水位観測所の水位が避難判断水位である6.0mに達する見込みがある場合 (b) 気象情報、降雨情報、一庫ダム管理所の流域平均雨量予測及び予測計算結果等により水位の上昇が予想される場合 b 避難勧告 (a) 多田院水位観測所の水位が氾濫危険水位である7.0mに達する見込みがある場合 (b) 気象情報、降雨情報、一庫ダム管理所の流域平均雨量予測及び予測計算結果等により水位の上昇が予想される場合 c 避難指示 (a) 避難勧告を發した後、人的被害が見込まれる場合 (b) 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合</p> <p>(4) 直轄河川区域（滝山町267番地先より下流） a 避難準備情報 (a) 小戸水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに達する見込みがある場合 (b) 気象情報、降雨情報、一庫ダム管理所の流域平均雨量予測及び予測計算結果等により水位の上昇が予想される場合 b 避難勧告 (a) 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.0mに達する見込みがある場合 (b) 気象情報、降雨情報、一庫ダム管理所の流域平均雨量予測及び予測計算結果等により水位の上昇が予想される場合 c 避難指示 (a) 避難勧告を發した後、人的被害が見込まれる場合 (b) 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合</p> <p>(イ) その他小河川 a 避難準備情報 (a) フェニックス防災システムの氾濫予測情報において、1時間～2時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 (b) 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告等の発令が予想される場合 b 避難勧告 (a) フェニックス防災システムの氾濫予測情報において、現在～1時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合</p>

頁	修正前	修正後
157	<p>5 勧告・指示の伝達</p> <p>(1) 避難勧告、指示の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホームページ等、広報車、消防機関によるサイレンの吹鳴などのほか、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行う。併せて、瞬時に情報を発信する防災行政無線を整備し、運用を開始する。</p>	<p>5 勧告・指示の伝達</p> <p>(1) 避難勧告、指示の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、防災行政無線の放送、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホームページ等、広報車、消防機関によるサイレンの吹鳴などのほか、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行う。併せて、瞬時に情報を発信する防災行政無線を整備し、運用を開始する。</p>
		<p>(b) 当該地域に災害が発生するおそれが高まった場合</p> <p>c 避難指示</p> <p>(a) 避難勧告を見込まれる場合</p> <p>(b) 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合</p> <p>イ 土砂災害における主な避難勧告等発令基準</p> <p>(1) 避難準備情報 大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに大雨が予想される場合</p> <p>(2) 避難勧告 ア 土砂災害警戒情報が発表された場合 イ 近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>(3) 避難指示 ア 近隣で土砂災害が発生した場合。 イ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（地鳴り、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合。</p>

修正前

修正後

地区	番号	名称	室数	収容人数 体育館	所在地	連絡先
中部地区	42	■ 新吉運動場			制室2月	
	43	■ 北川中校	26	330	制室2月	総務調整室
	44	■ 多野中校	30	600	新室2月29-1	総務調整室
	45	■ 須賀中校	5	70	新室3月21-1	総務調整室
	46	■ 須賀中校	3	50	多野1月27-24	総務調整室
	47	■ 須賀中校	3	50	多野1月27-24	総務調整室
	48	■ 須賀中校	25	180	多野1月27-24	総務調整室
	49	■ 須賀中校	7	150	多野1月27-24	総務調整室
	50	■ 須賀中校	18	360	多野1月27-24	総務調整室
	51	■ 須賀中校	6	150	多野1月27-24	総務調整室
	52	■ 須賀中校	2	320	多野1月27-24	総務調整室
	53	■ 須賀中校	20	400	多野1月27-24	総務調整室
	54	■ 須賀中校	15	300	多野1月27-24	総務調整室
	55	■ 須賀中校	19	380	多野1月27-24	総務調整室
	56	■ 須賀中校	22	440	多野1月27-24	総務調整室
	57	■ 須賀中校	3	70	多野1月27-24	総務調整室
	58	■ 須賀中校	20	400	多野1月27-24	総務調整室
	59	■ 須賀中校	14	280	多野1月27-24	総務調整室
	60	■ 須賀中校	5	130	多野1月27-24	総務調整室
	61	■ 須賀中校	5	130	多野1月27-24	総務調整室
	62	■ 須賀中校	6	150	多野1月27-24	総務調整室
	63	■ 須賀中校	7	150	多野1月27-24	総務調整室
	64	■ 須賀中校				
	65	■ 須賀中校				
66	■ 須賀中校					
67	■ 須賀中校					
68	■ 須賀中校					
北部地区	69	■ 須賀中校	3	60	新室2月21-11	中央公民館
	70	■ 須賀中校	33	660	新室2月30-1	総務調整室
	71	■ 須賀中校	31	620	新室1月9-1	総務調整室
	72	■ 須賀中校	24	480	大野1月47-1	総務調整室
	73	■ 須賀中校	4	70	大野2月5-1	総務調整室
	74	■ 須賀中校	5	60	大野2月5-1	総務調整室
	75	■ 須賀中校	21	420	大野2月5-1	総務調整室
	76	■ 須賀中校	3	35	如治1月3-2	総務調整室
	77	■ 須賀中校	6	100	如治1月3-2	総務調整室
	78	■ 須賀中校	4	110	如治1月3-2	総務調整室
	79	■ 須賀中校	4	150	如治1月3-2	総務調整室
	80	■ 須賀中校	7	70	如治1月3-2	総務調整室
	81	■ 須賀中校	1	200	如治1月3-2	総務調整室
	82	■ 須賀中校	1	200	如治1月3-2	総務調整室

番号	名称	室数	収容人数 体育館	所在地	連絡先
41	■ 新吉運動場			制室2月	
42	■ 北川中校	26	520	制室2月	総務調整室
43	■ 多野中校	30	600	新室2月29-1	総務調整室
44	■ 須賀中校	5	70	新室3月21-1	総務調整室
45	■ 須賀中校	3	50	多野1月27-24	総務調整室
46	■ 須賀中校	3	50	多野1月27-24	総務調整室
47	■ 須賀中校	25	180	多野1月27-24	総務調整室
48	■ 須賀中校	7	150	多野1月27-24	総務調整室
49	■ 須賀中校	18	360	多野1月27-24	総務調整室
50	■ 須賀中校	6	150	多野1月27-24	総務調整室
51	■ 須賀中校	2	320	多野1月27-24	総務調整室
52	■ 須賀中校	20	400	多野1月27-24	総務調整室
53	■ 須賀中校	15	300	多野1月27-24	総務調整室
54	■ 須賀中校	19	380	多野1月27-24	総務調整室
55	■ 須賀中校	22	440	多野1月27-24	総務調整室
56	■ 須賀中校	3	70	多野1月27-24	総務調整室
57	■ 須賀中校	20	400	多野1月27-24	総務調整室
58	■ 須賀中校	14	280	多野1月27-24	総務調整室
59	■ 須賀中校	5	130	多野1月27-24	総務調整室
60	■ 須賀中校	5	130	多野1月27-24	総務調整室
61	■ 須賀中校	6	150	多野1月27-24	総務調整室
62	■ 須賀中校	7	150	多野1月27-24	総務調整室
63	■ 須賀中校				
64	■ 須賀中校				
65	■ 須賀中校				
66	■ 須賀中校				
67	■ 須賀中校				
68	■ 須賀中校				
69	■ 須賀中校	3	60	新室2月21-11	中央公民館
70	■ 須賀中校	33	660	新室2月30-1	総務調整室
71	■ 須賀中校	31	620	新室1月9-1	総務調整室
72	■ 須賀中校	24	480	大野1月47-1	総務調整室
73	■ 須賀中校	4	70	大野2月5-1	総務調整室
74	■ 須賀中校	5	60	大野2月5-1	総務調整室
75	■ 須賀中校	21	420	大野2月5-1	総務調整室
76	■ 須賀中校	3	35	如治1月3-2	総務調整室
77	■ 須賀中校	6	100	如治1月3-2	総務調整室
78	■ 須賀中校	4	110	如治1月3-2	総務調整室
79	■ 須賀中校	4	150	如治1月3-2	総務調整室
80	■ 須賀中校	7	70	如治1月3-2	総務調整室
81	■ 須賀中校	1	200	如治1月3-2	総務調整室
82	■ 須賀中校	1	200	如治1月3-2	総務調整室

※1 施設には電話が有りません。開設の問い合わせは危機管理室 (740-1145) (削除)

※2 平成28年3月31日まで耐震工事のため使用不可。

修正後

第6節 住宅対策計画
第1款 応急仮設住宅

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対象	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1 平均一戸当たり29.7㎡、2,680,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要保護者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については、「資料編 資料-20」のとおり。

修正前

第6節 住宅対策計画
第1款 応急仮設住宅

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対象	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1 平均一戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要保護者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については、「資料編 資料-20」のとおり。

第7節 救助・救急計画
第2款 救急医療活動

2 救急医療体制
ウ 救護所の設置場所、収容人数

救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき又は施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。

施設名	所在地	電話番号	収容人数
東谷公民館	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人

川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	757-8623	80人
--------	---------------	----------	-----

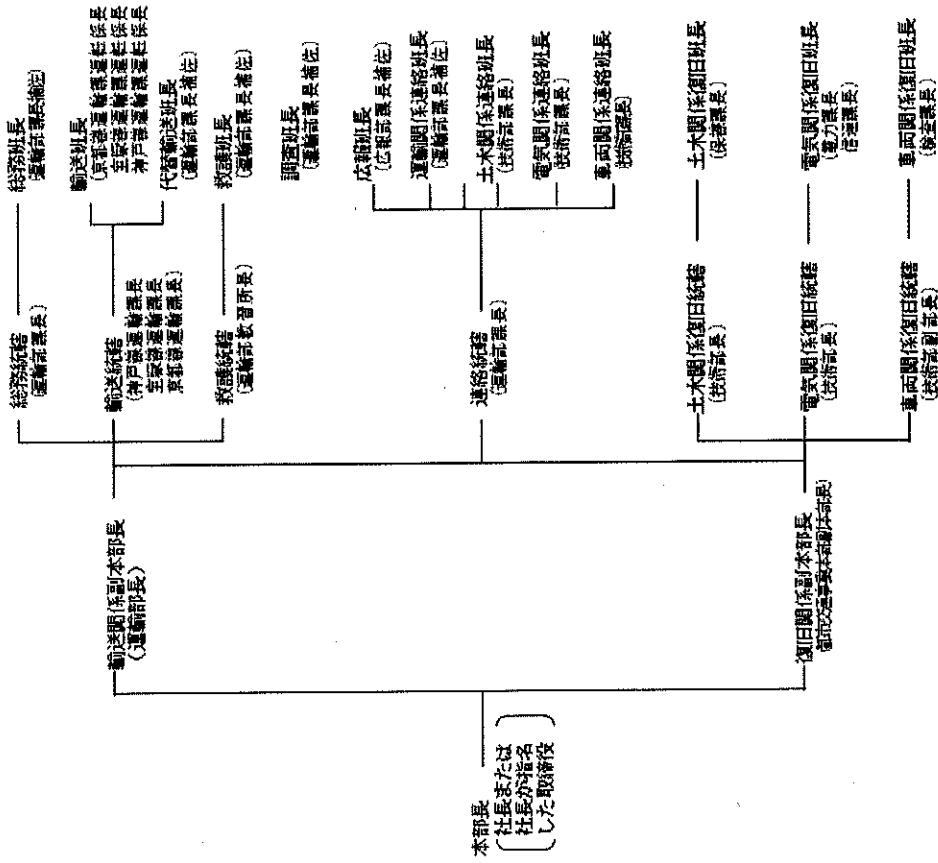
(削除)

頁	修正前	修正後
197	<p>第11節 保健福祉計画</p> <p>(保健活動の体系)</p> <p>2 保健福祉活動の実施</p> <p>(5) 兵庫県は震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等に速やかに対応するため、必要により、このところのケアチーム (DPAT※1) 活動拠点本部を設置するとともに救護所や避難所等への訪問活動も行うこととする。</p>	<p>第11節 保健福祉計画</p> <p>(保健活動の体系)</p> <p>2 保健福祉活動の実施</p> <p>(5) 兵庫県は震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等に速やかに対応するため、必要により、ひょうごDPAT (※1) 活動拠点本部を設置するとともに救護所や避難所等への訪問活動も行うこととする。</p>
198	<p>第10章 要配慮者対策計画</p> <p>第2節 要配慮者への情報伝達</p> <p>第1款 各種情報機器の活用や関係団体の通じた情報提供</p> <p>1 広報車による情報伝達に加え、テレビやラジオ、ケーブルテレビ、市のホームページ、フェイスブック、かわにし安心ネットによる緊急速報メールやエリアメールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、また、身体により通知・伝達方法を考慮する。</p>	<p>第10章 要配慮者対策計画</p> <p>第2節 要配慮者への情報伝達</p> <p>第1款 各種情報機器の活用や関係団体の通じた情報提供</p> <p>1 防災行政無線や、広報車による情報伝達に加え、テレビやラジオ、ケーブルテレビ、市のホームページ、フェイスブック、かわにし安心ネットによる緊急速報メールやエリアメールやメール配信、携帯事業者による緊急速報メールやメール配信、かわにし安心ネットによる緊急速報メールやエリアメールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、また、身体により通知・伝達方法を考慮する。</p>
201	<p>第4節 要配慮者のニーズの把握</p> <p>第2款 対象者に応じたサービスの提供</p> <p>2 医療・保健・福祉サービスの提供</p> <p>(3) 県ところのケアチーム (DPAT) との連携</p> <p>震災により生じる睡眠障害や急性ストレス反応、PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に速やかに対応するため、必要により県が設置する、ところのケアチーム (DPAT) 活動拠点本部と連携し、救護所や避難所等の巡回活動を行い、精神的不安の解消を図る。</p>	<p>第4節 要配慮者のニーズの把握</p> <p>第2款 対象者に応じたサービスの提供</p> <p>2 医療・保健・福祉サービスの提供</p> <p>(3) ひょうごDPATとの連携</p> <p>震災により生じる睡眠障害や急性ストレス反応、PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に速やかに対応するため、必要により県が設置する、ひょうごDPAT活動拠点本部と連携し、救護所や避難所等の巡回活動を行い、精神的不安の解消を図る。</p>
204	<p>第4節 要配慮者のニーズの把握</p> <p>第2款 対象者に応じたサービスの提供</p> <p>2 医療・保健・福祉サービスの提供</p> <p>(3) 県ところのケアチーム (DPAT) との連携</p> <p>震災により生じる睡眠障害や急性ストレス反応、PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に速やかに対応するため、必要により県が設置する、ところのケアチーム (DPAT) 活動拠点本部と連携し、救護所や避難所等の巡回活動を行い、精神的不安の解消を図る。</p>	<p>第4節 要配慮者のニーズの把握</p> <p>第2款 対象者に応じたサービスの提供</p> <p>2 医療・保健・福祉サービスの提供</p> <p>(3) ひょうごDPATとの連携</p> <p>震災により生じる睡眠障害や急性ストレス反応、PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に速やかに対応するため、必要により県が設置する、ひょうごDPAT活動拠点本部と連携し、救護所や避難所等の巡回活動を行い、精神的不安の解消を図る。</p>

頁	修正前	修正後																																
216	<p>第13章 交通輸送計画 第2節 輸送計画 第1款 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 緊急輸送路に関する措置等 輸送路となる道路の状況を点検し、次のような措置を行い、安全通行の確保を図る。また、道路の通行禁止、制限等、輸送道路の状況について、川西警察署と密接な連絡をとる。 (1) 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。この場合、川西警察署に連絡し、連携を図る。 (2) 道路の障害物除去については、第7章第12節障害物除去計画による。 (3) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。 (4) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。 (5) 国、県の管理する道路通行確保については、早期の対策を要望するほか、必要に応じ復旧作業を行う。ただし、この旨、国、県に通知する。</p>	<p>第13章 交通輸送計画 第2節 輸送計画 第1款 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 緊急輸送路に関する措置等 輸送路となる道路の状況を点検し、次のような措置を行い、安全通行の確保を図る。また、道路の通行禁止、制限等、輸送道路の状況について、川西警察署と密接な連絡をとる。 (1) 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。この場合、川西警察署に連絡し、連携を図る。 (2) 道路管理者は、災害が発生し、立ち往生車両や放置車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法の規定により、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者が当該措置を取らなかつたり、現場にいない場合においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うことができる。また、当該措置をとるため、やむをえない程度において、車両その他の物件を破損することができる。また、当該措置のため、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時的利用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。 (3) 国土交通大臣は道路管理者である県及び市に対して、兵庫県知事は、道路管理者である市に対して、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法の規定により、区間を指定し、運転者等に対して同様の命令を行うことを指示することができる。また、県公安委員会は、道路管理者に当該措置を要請することができる。 (4) その他の道路の障害物除去については、第7章第12節障害物除去計画による。 (5) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。 (6) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。 (7) 国、県の管理する道路通行確保については、早期の対策を要望するほか、必要に応じ復旧作業を行う。ただし、この旨、国、県に通知する。</p>																																
222	<p>第3款 ヘリコプターによる緊急輸送</p> <p>6 着陸場予定地</p> <table border="1" data-bbox="1037 1142 1324 1456"> <thead> <tr> <th>着陸場予定地</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)</td> <td>川西市東久代1丁目地先</td> <td>(072)757-6386</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管</td> </tr> <tr> <td>国崎パーセント</td> <td>川西市国崎字小路13番地</td> <td>(072)744-7280</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管</td> </tr> <tr> <td>猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)</td> <td>川西市出在家町23-5</td> <td>(072)740-1145</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションの使用にあたっては、大阪空港事務所と協議が必要</p>	着陸場予定地	所在地	電話番号	備考	東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市東久代1丁目地先	(072)757-6386	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管	国崎パーセント	川西市国崎字小路13番地	(072)744-7280	ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管	猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市出在家町23-5	(072)740-1145	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管	<p>第3款 ヘリコプターによる緊急輸送</p> <p>6 着陸場予定地</p> <table border="1" data-bbox="1037 1478 1324 1792"> <thead> <tr> <th>着陸場予定地</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)</td> <td>川西市東久代1丁目地先</td> <td>(072)740-1111</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管</td> </tr> <tr> <td>国崎パーセント</td> <td>川西市国崎字小路13番地</td> <td>(072)759-0119</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管</td> </tr> <tr> <td>猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)</td> <td>川西市出在家町23-5</td> <td>(072)740-1145</td> <td>ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションの使用にあたっては、関西エアポート株式会社と協議が必要</p>	着陸場予定地	所在地	電話番号	備考	東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市東久代1丁目地先	(072)740-1111	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管	国崎パーセント	川西市国崎字小路13番地	(072)759-0119	ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管	猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市出在家町23-5	(072)740-1145	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管
着陸場予定地	所在地	電話番号	備考																															
東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市東久代1丁目地先	(072)757-6386	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管																															
国崎パーセント	川西市国崎字小路13番地	(072)744-7280	ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管																															
猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市出在家町23-5	(072)740-1145	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管																															
着陸場予定地	所在地	電話番号	備考																															
東久代運動公園 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市東久代1丁目地先	(072)740-1111	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管																															
国崎パーセント	川西市国崎字小路13番地	(072)759-0119	ヘリポート用吹き流し等は市北消防署で保管																															
猪名川河川防災ステーション (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する。)	川西市出在家町23-5	(072)740-1145	ヘリポート用吹き流し等は市南消防署で保管																															

頁	修正前	修正後
225	<p>第5款 公共交通機関の応急対策</p> <p>2 阪急電鉄株式会社 (1) 災害対策本部の設置基準 緊急事態が発生した場合は、状況を判断して緊急事態対策本部を設置する。</p>	<p>第5款 公共交通機関の応急対策</p> <p>2 阪急電鉄株式会社 (1) 災害対策本部の設置基準 社長は、緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急事態対策本部の設置を指示する。 ただし、社長が不在の場合は、副社長又は都市交通事業本部長が代行する。</p>
225	<p>(2) 組織体制</p> <p>緊急事態対策本部 (本社対策本部組織表)</p> <pre> graph TD A["本部長 (社長・社長が 指名した取締 役または部長)"] --- B["総務統轄 (総務部長)"] A --- C["広報統轄 (広報部長)"] A --- D["連絡統轄 (都市交通計画部課長)"] C --- E["運輸関係連絡班長 (運輸部課長補佐)"] C --- F["土木関係連絡班長 (技術部課長補佐)"] C --- G["電気関係連絡班長 (技術部課長補佐)"] D --- H["車両関係連絡班長 (技術部課長補佐)"] D --- I["営業統轄 (運輸部課長)"] </pre>	<p>18ページ 緊急事態対策本部[1号体制]組織表のとおり</p>

緊急事態対策本部 (現地対策本部組織表)



本部長
(社長または
社長が指名
した取締役)

18ページ 緊急事態対策本部[1号体制]組織表のとおり

頁	修正前	修正後
228	<p>(4) 風水害</p> <p>ア 運転規制</p> <p>(7) 風害</p> <p>a 風速監視表示装置及び駅長または運転士からの報告により、風速が毎秒2.0m以上となったと認められた時は、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。</p> <p>b 風速監視表示装置及び駅長または運転士からの報告により、風速が毎秒2.5m以上となったと認められた時は、一時、列車の運転を中止する指令をする。</p> <p>(イ) 水害</p> <p>a 原則として、まくら木上面まで冠水した時、毎時3.0km以下。</p> <p>b レール上面まで冠水した時は運転休止。</p> <p>c 河川増水の場合は、別途「河川増水に対する取扱要領」による。</p> <p>d 法面亀裂は毎時4.5km以下。</p> <p>イ 乗客の避難誘導</p> <p>(7) 駅における避難誘導</p> <p>駅長は、避難が必要な場合は、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導する。</p> <p>なおこの場合、消防署及び警察署へ通報し、救援出動を要請する。</p> <p>(イ) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は車掌と打ち合わせ、制動機の繋ぎ、手歯止の使用等により転動防止の処置後、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向へ誘導。この場合避難場所、乗客の状態等を列車無線で運転指令者に報告する。</p> <p>下線部削除</p>	<p>(4) 風水害</p> <p>ア 運転規制</p> <p>(7) 風害</p> <p>a 風速監視表示装置により、風速が毎秒2.0m以上となったと認められたときは、区間、速度を指定して徐行運転を指令する。</p> <p>また、駅長または運転士からの報告により、沿線周辺で局地的な強風を認められたときは、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。</p> <p>b 風速監視表示装置により、風速が毎秒2.5m以上となったときは、一時、列車の運転を中止する指令をする。</p> <p>また、駅長または運転士からの報告により、沿線周辺で局地的な強風を認められたときは、一時、列車の運転を中止する指令をする。</p> <p>(イ) 水害</p> <p>a 雨量測定監視装置により、時雨量が7.0mm以上または連続雨量2.60mm以上、時雨量5.0mm以上かつ連続雨量1.80mm以上となったと認められたときは、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。</p> <p>また、駅長または運転士からの報告により、沿線周辺で局地的な豪雨を認められたときは、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。</p> <p>b 雨量測定監視装置により、時雨量が1.00mm以上または連続雨量3.50mm以上、時雨量7.0mm以上かつ連続雨量2.60mm以上となったと認められたときは、区間を指定して列車の運転を中止する指令をする。</p> <p>イ 乗客の避難誘導</p> <p>(7) 駅における避難誘導</p> <p>駅長は、避難が必要な場合は、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導する。</p> <p>なおこの場合、消防署及び警察署へ通報し、救援出動を要請する。</p> <p>(イ) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は車掌と打ち合わせ、制動機の繋ぎ、手歯止の使用等により転動防止の処置後、乗客を安全な方向へ誘導。乗客の状態等を列車無線で運転指令者に報告する。</p> <p>第14章 ライフライン関係施設の応急対策計画</p> <p>第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>(イ) 「災害用伝言板 (Web 171)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続条件……インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能 ・ アクセスURL……http://www.web171.jp ・ 伝言文字数……1件あたり100文字まで入力可能 ・ 伝言登録数……20件まで (20件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される) ・ 伝言保存期間……最大で6ヶ月
242	<p>第14章 ライフライン関係施設の応急対策計画</p> <p>第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>(イ) 「災害用伝言板 (Web 171)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続条件……インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能 ・ アクセスURL……http://www.web171.jp ・ 伝言文字数……1件あたり100文字まで入力可能 ・ 伝言登録数……20件まで (20件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される) ・ 伝言保存期間……最大で6ヶ月 	<p>第14章 ライフライン関係施設の応急対策計画</p> <p>第3節 電気通信施設等の応急対策計画</p> <p>(イ) 「災害用伝言板 (Web 171)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続条件……インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能 ・ アクセスURL……https://www.web171.jp ・ 伝言文字数……1件あたり100文字まで入力可能 ・ 伝言登録数……20件まで (20件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される) ・ 伝言保存期間……最大で6ヶ月

